

ISO-WG 会議 結果報告
ISO/TC207/SC4/WG5 (ETV) 東京会議

開催日 2018年10月30日～11月1日

場所 東京 神田 TKP 会議室

参加者：Allan Richard (UK)、Brun Thomas (Poland)、Chaouy Rim (セクレタリー：France)、Desforges Benoit (コンビナー：Canada)、Gresch Peter (Switzerland)、Hansen Tim (U.S.)、Oh Minseok (South Korea)、Jeon Byeong Jun (South Korea)

多田悠人 (環境省)、大野香代 (JEMAI)、星野ちさと (JEMAI)

合計 11 名出席

会議目的：現在 WG では ISO14034 (ETV) を運用する際のガイドとなる TR (Technical Report) を作成中である。2018年5月末に開催したフランス会議での議論を反映し、修正ドラフトを作成した。その後、修正ドラフトを 8/24～10/16 の期間で CIB 投票 (TC207/SC4 のメンバーに回覧) に向け、各国よりコメントを収集した。コメントは全部で 331 件が寄せられた。本会議ではこれらのコメントを参考として最終ドラフトを作成する。

TR の内容説明：本 TR は ISO14034 に従い ETV を実施する際に助けとなるガイドである。ここには、ETV を実施する際の申請者、実証機関、試験所の責任と役割についての説明、各実証プロセスにおける手引きと実証機関が ISO17020 の要求事項に対応するための能力について説明されている。

会議内容：

全体の議論の中での主な修正及び追記について以下に記載する。

箇所	追記の修正等
本文について	それほど大きな修正はなかったが、以下の点について議論し、文章を追記、修正した。
申請者の責任	申請者は能力のある試験機関を選定すべきで、場合によっては実証機関がそのための助言を行う行為があることを追記。
実証機関、試験機関の役割と責任	試験データの責任は試験機関にあるが、実証機関は試験機関が実証計画に従い、試験を実施しているか確認する必要がある。確認方法としては、試験現場での視

	察（監査）などの行為があることについて追記。
実証プロセス	Optional preliminary review (事前確認) は ISO14034 にはないので、Consultation (相談) に変更して、正式な契約に行く前に、申請者と相談をすることについて追記。これは、申請技術が実証可能なものか、実証機関の専門性と一致しているかなどを互いに確認し合うことが必要なため。 その他、申請前段階では、既存データの確認の方法やデータの質の確認方法についてより詳細な説明を追記した。
Annex について：前回会議で全体の構成についてかなり修正できたため、各 Annex の内容について詳細な見直しを行った。	
Annex A 実証機関の能力の実証	実証機関の能力の実証方法について、新技術を評価するために備えておくべき事柄や手順書の準備等、ISO17020 に対応するための手引きの記述をより分かり易く書き直した。
Annex B2 申請書確認 Annex B3 申請書の技術内容についての確認	申請書の確認段階で使用できる、チェックリストを作成した。確認項目について見直しを行い、各国が一律で使用できることを想定し、追記、修正を行った。

所感：

本 TR は ETV をまだ実施したことのない、国や組織等に対してのガイドである。そのため、日本ですでに ETV を実施している実証機関を含む関係者の方々にとっては、すでに行っていることを書き下しただけという印象を与えると思うが、これまで実施してこなかった既存データの評価方法や実証機関の備えるべき能力とその証明方法などは参考になるものと思われる。また、H31 年度より実証技術の領域が拡大されるため、新たに ETV を行う事業者が増えるため、それらの方々にとっては大変参考になる手引き書となると思われる。

今後のスケジュールは 12 月末までに最終原案を作成し、1 月に TC207/SC4 に提出するとのことである。